

公売物件の入札は、このパンフレットの情報のほか、法務局保管の登記簿及び測量図等の確認並びに現地調査を十分行った上でお申し込みください。

1. 公売物件は、現状有姿での引渡しとなります。

※公売物件内における動産の撤去や占有者に対する明渡し請求は、事前に多治見市で対応しておりますが、万一、引渡し時においてもなおそれらの存在が確認された場合は、買受人において対応していただくこととなります。また、隣地との境界は、現地杭や測量図等により、買受人と隣接地所有者との間で確認していただくこととなります。あくまでも現状有姿での引渡しのため、多治見市は直接関与しませんのであらかじめご承知おきください。

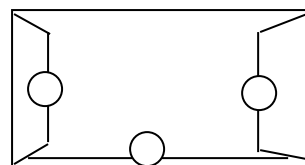
2. 物件の引渡し（売買契約に基づく代金が全額納入されたとき）以後に発生した物件の毀損、盗難、焼失及び不法投棄等による損害の負担は、買受人の負担となります。

3. 入札時に必要な書類等

(1) 入札参加書類（パンフレットに挿し込みのものを使用してください）

- ①入札参加申込書
- ②入札書
- ③暴力団排除に関する誓約書

※②（原本）を封筒に入れて、割印してください。



(2) その他の必要書類等

① マイナンバーの記載のない住民票（※入札者が個人の場合）

※住民票：買受人本人のもので世帯主名、続柄、本籍を省略したもの

又は資格証明書（現在事項全部証明書）（※入札者が法人の場合）

売却決定時に買受人の住所（所在）・氏名（商号）を確認します。

② 身分証明書（※入札者が個人の場合）

入札参加者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でない証明書（本籍地の市町村の市民課で発行）

③ 印鑑

個人の場合は個人印、代表者が入札する場合は代表者印（代理人が入札する場合は、代理人の印鑑）

④ 委任状（※入札者が代理人の場合）

※任意の様式でかまいません。

入札に参加する方へ（入札～契約の流れ）

1. 入札期間

- 受付期間；令和7年11月21日（金）～令和7年11月28日（金）※土日除く
- 受付時間；午前9時00分～午後5時00分
- 受付場所；多治見市役所総務課（本庁舎 4階北側）

2. 入札の方法

- （1）入札参加書類に必要事項を記入して下さい。
- （2）その他の必要書類等を用意して下さい。
- （3）入札書に必要事項を記入し、封筒に入れ封緘してください。
- （4）入札書等を封緘した封筒、入札参加書類、その他の必要書類をご持参のうえ、本庁舎4階の総務課までお越し下さい。
- （5）入札書を入札箱に投函して下さい。

3. 入札の注意事項

- （1）一度入札箱に投函した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更、又は取り消すことができません。
- （2）入札価格を訂正したものは、無効として取り扱います。
入札価格を書き損じたときは、必ず新しい入札書をご使用ください。
- （3）入札書に記載する住所・氏名は、住民登録上の住所・氏名（法人にあっては商業登記上の所在・商号）を記載して下さい。
- （4）入札は、同一物件について1回のみ有効です。複数回入札された場合は、当該物件にかかる入札が全て無効となります。
- （5）代理人が入札する場合には、代理権限を証明する委任状を提出して下さい。また、以下の場合にも委任状が必要です。
 - ア 法人の代表権限を有しない方が法人名で入札する場合
 - イ 複数で共同入札する場合（手続者以外の共同入札者全員について委任状が必要です。）

(6) 次の要件に該当する方は公売に参加することができません。

ア 地方自治法第238条の3の規定に該当すると認められる者（巻末ページ参照）。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すると認められる者（巻末ページ参照）。

ウ 多治見市の市税及び諸納付金に滞納がある者。

エ 多治見市暴力団排除条例第2条第1号又は第2号の規定に該当すると認められる者（巻末ページ参照）。

オ 公序良俗に反する者で市長が不適格と認めた者。

4. 開札（落札者の決定）

(1) 開札は、入札者の立ち会いのうえ、次のとおり行います。

●日 時；令和7年12月5日（金） 午前10時00分から

●場 所；多治見市役所 本庁舎 3階緑の会議室

ただし、入札者又は代理人が開札の場所にいないとき又は立ち会わないときは、当該公売事務を担当しない多治見市職員が立ち会い、開札します。

なお、入札者又は代理人以外の方について開札所への立ち入りを制限する場合があります。

(2) 入札のあった物件を番号順に開札します。物件ごとに、最低公売価格以上でかつ最高価格で入札された方を落札者とします。ただし、落札となるべき価格で入札した方が複数となったときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 契約についてのご連絡後、1箇月以内に落札者の都合により契約を締結しない場合、落札は無効とします。

5. 売買契約の締結

(1) 開札結果に基づき、落札者と公売物件の売買契約を締結します。

契約書類等の準備ができましたら落札者（以下「買受人」といいます。）にご連絡し、1箇月以内に契約を締結します。なお、契約書は多治見市で作成しますが、契約書に貼付する収入印紙は買受人の負担となります。

(2) 買受人は売買代金を多治見市が発行する納入通知書で納入してください。

売買代金全額の入金を確認した後、所有権移転登記の手続を行います。

(3) 契約についてのご連絡後1箇月を経過しても契約がなされないときは、自己都合による権利の辞退とみなします。また、売買代金残額が納期限までに納入されない等、契約が履行されないときは、売買契約を解約します。

6. 権利移転手続き（所有権移転登記）

（１）売買代金の納入確認後、多治見市が所有権移転に伴う登記手続きを行います。ただし、所有権移転登記にかかる登録免許税は買受人の負担となります。

パンフレット記載の登録免許税額は、変更となる可能性がありますのでご了承ください。

（２）所有権移転登記にかかる登録免許税は、相当額の収入印紙を登記嘱託書に貼付して納付しますので、収入印紙の形でご提出をお願いします。提出時期については後日ご連絡します。

なお、売買代金の納入確認後、所有権移転登記までに２週間程度を要します。

（３）所有権移転登記が完了しましたら、物件引渡しの証として登記識別情報（従来の権利書に相当するもの）をお渡しします。多治見市から連絡がありましたら、認印をご持参のうえ、市役所本庁舎４階の総務課までお越し下さい。

7. その他

（１）権利移転の時期

買受人は、売買契約を締結した後、売買代金の全額を納入した時点で当該物件を取得したことになります。

（２）公売終了後の物件の売払いについて

公売終了時点で入札が１件もなかった物件については、原則、次回公売の入札期間開始日の１００日前までを「特別公売期間」として取り扱います。その期間中に最低公売価格以上での購入申込みがあった場合は、その時点で随意契約として売払いを行います。

ただし、特別公売期間中であっても、当市の都合により売却できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。